

阪神・淡路大震災の 復旧・復興の状況について

— 目 次 —

I 阪神・淡路大震災の被害状況

1	地震の概要	1
2	兵庫県内の被害状況等	1
3	ライフラインの被害と復旧	1
4	鉄道・道路の復旧	2
5	被害総額	2
6	義援金受入額	2

II 復旧・復興に向けた取り組み

1	推進体制	3
2	復興計画・復興フォローアップの推進	4
3	復興の状況	7
	(1) 概況	7
	(2) 生活の復興	8
	(3) 復興まちづくり	9
	(4) 産業の復興	11
4	震災の経験と教訓の発信	15

令和 6 年 1 月
兵 庫 県

I 阪神・淡路大震災の被害状況

1 地震の概要

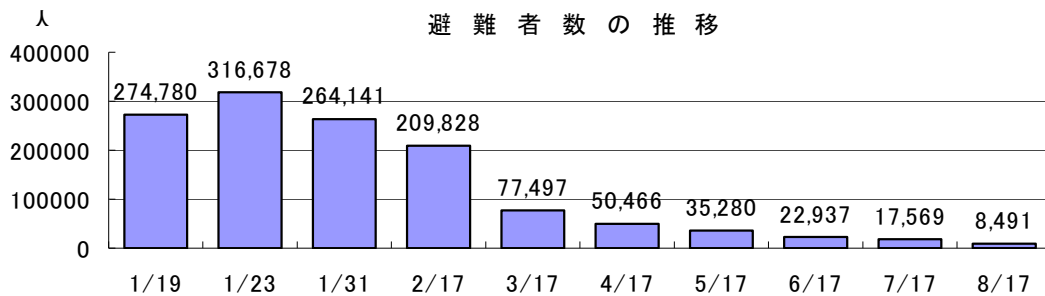
平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3の大地震が発生した。高齢社会下における人類未曾有の都市直下型地震であり、甚大な人的被害と家屋の倒壊・焼失、都市基盤の損壊、商業・業務機能の停滞といった様々な被害を引き起こした。

震源地	淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16km
規模	マグニチュード7.3
各地の震度	7（神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡、一宮、津名の一部） 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

2 兵庫県内の被害状況等（平成18年5月19日確定）

※(2)～(6)最後尾の[]内の数値は他府県を含む阪神・淡路大震災全体の数値を表す。

- (1) 災害救助法の適用 旧10市10町
(神戸・尼崎・明石・西宮・洲本・芦屋・伊丹・宝塚・三木・川西の10市、津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡の10町)
- (2) 死者数 6,402人[6,434人]
※ H7.1～6月の死者に係る死因では窒息・圧死が77.0%、年齢別では65歳以上が43.7%を占める。(厚生省調べ)
- (3) 行方不明 3人[3人]
- (4) 負傷者数 40,092人[43,792人]
- (5) 住家被害 538,767棟[639,686棟]
(うち、全壊104,004棟(182,751世帯)、半壊136,952棟(256,857世帯))
- (6) 焼損棟数 7,534棟[7,574棟]
(うち、全焼7,035棟、半焼89棟)
- (7) 避難者数(ピーク時：H7.1.23) 316,678人 1,153箇所



※ 応急仮設住宅が全て完成したことに伴い、平成7年8月20日をもって災害救助法による避難所の設置運営を終了

3 ライフラインの被害と復旧

区分	主な被害	復旧年月日
電気	約260万戸が停電（大阪府北部含）	H7.1.23 倒壊家屋等除き復旧
ガス	約84万5千戸が供給停止	H7.4.11 倒壊家屋等除き復旧
水道	約127万戸が断水	H7.2.28 仮復旧完了 H7.4.17 全戸通水完了
下水道	被災施設：22処理場、50ポンプ場 管渠延長約164km	H7.4.20 仮復旧完了
電話	交換機系：約28万5千回線が不通 加入者系：約19万3千回線が不通	H7.1.18 交換設備復旧完了 H7.1.31 倒壊家屋等除き復旧

4 鉄道・道路の復旧

鉄 道	復旧完了日	道 路	復旧完了日
J R 山 陽 新 幹 線	H 7 . 4 . 8	阪神高速道路(神戸線)	H 8 . 9 . 30
J R 東 海 道 ・ 山 陽 線	H 7 . 4 . 1	〃 (湾岸線)	H 7 . 9 . 1
阪 神 電 鉄	H 7 . 6 . 26	〃 (北神戸線)	H 7 . 2 . 25
阪 急 電 鉄	H 7 . 6 . 12	名 神 高 速 道 路	H 7 . 7 . 29
神 戸 電 鉄	H 7 . 6 . 22	第 二 神 明 道 路	H 7 . 2 . 25
山 陽 電 鉄	H 7 . 6 . 18	中 国 自 動 車 道	H 7 . 7 . 21
神 戸 市 営 地 下 鉄	H 7 . 3 . 31		
神 戸 新 交 通	H 7 . 8 . 23		
神 戸 高 速 鉄 道	H 7 . 8 . 13		

5 被害総額 9兆9,268億円 (平成7年4月5日推計)

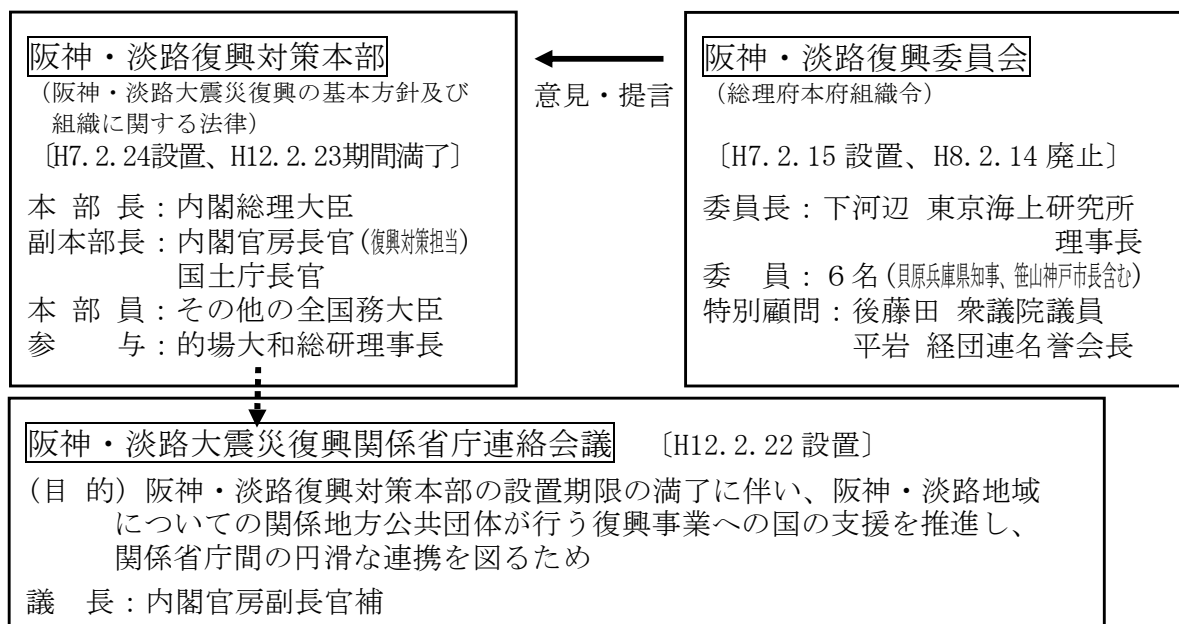
項 目	被 害 額
① 建築物	約 5兆8,000億円
② 鉄 道	約 3,439億円
③ 高速道路	約 5,500億円
④ 公共土木施設(高速道路を除く)	約 2,961億円
⑤ 港 湾	約 1兆 円
⑥ 埋立地	約 64億円
⑦ 文教施設	約 3,352億円
⑧ 農林水産関係	約 1,181億円
⑨ 保健医療・福祉関係施設	約 1,733億円
⑩ 廃棄物処理、し尿処理施設	約 44億円
⑪ 水道施設	約 541億円
⑫ ガス・電気	約 4,200億円
⑬ 通信・放送施設	約 1,202億円
⑭ 商工関係	約 6,300億円
⑮ その他の公共施設等	約 751億円
合 計	約 9兆9,268億円

6 義援金受入額 1,793億円 (受入終了)

II 復旧・復興に向けた取り組み

1 推進体制

(1) 国の組織



(2) 県の組織

① 平成7年兵庫県南部地震災害対策本部 [H7.1.17 午前7時 設置]

② 平成7年兵庫県南部地震災害対策総合本部 [H7.1.18 改組]

総合本部に緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、その下に13部を置いた。

※ 緊急対策本部：情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、応急住宅部、緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部

※ 災害復旧対策本部：ライフライン部、輸送対策部、商工業対策部、庁内対策部、廃棄物対策部、施設応急対策部

平成7年1月30日に改組し、総合本部に緊急対策本部及び兵庫県南部震災復興本部を設置し、その下に22部を置いた。

※ 兵庫県南部震災復興本部：総合調整部、総合企画部、新都市建設部、新生活創造部、新産業創造部、施設復旧部、廃棄物対策部、用地対策部

③ 阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部 [H7.3.15 改組～H17.3.31 廃止]

阪神・淡路大震災復興本部の設置に伴い、緊急対策本部と兵庫県南部震災対策本部を廃止し、災害対策総合本部を災害対策本部に改組した。

④ 阪神・淡路大震災復興本部 [H7.3.15 設置～H17.3.31 廃止]

21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、震災復興事業をより強力に推進するため、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制として設置された。

※ 総括部、県民政策部、企画管理部、健康生活部、産業労働部、農林水産部、県土整備部、臨海都市整備部の8部

⑤ 阪神・淡路大震災復興推進会議 [H17.4.1 設置]

復興本部廃止後の庁内連携組織として、知事を会長とする阪神・淡路大震災復興推進会議を設置し、震災復興に係る庁内の横断調整を図る。

※ 構成員である各部長等の下に部会を設置 (計12部会)

2 復興計画・復興フォローアップの推進

(1) 「阪神・淡路震災復興計画」の策定〔平成7年7月〕

単に震災前の状態に回復するだけでなく、21世紀の成熟社会を拓く「創造的復興」を目指し、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を策定した。

【復興計画の概要】

- 目標年次 2005年（平成17年）
- 対象地域 兵庫県内の災害救助法対象地域である10市10町
- 基本理念 人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり
- 基本目標・21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ・世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 - ・既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 - ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - ・多核・ネットワーク型都市圏の形成

(2) 緊急復興3か年計画の策定〔住宅・産業：平成7年8月、インフラ：同11月〕

復興に向けた取り組みのうち、特に緊急を要するインフラ、住宅、産業の3分野については、「緊急復興3か年計画」を策定した。この計画の推進により、震災前の水準に戻すという目標は、平成9年度末総量的にほぼ達成された。

区分	インフラ	住宅	産業
計画目標	57,000億円 (予算ベース)	125,000戸 (発注ベース)	100.0 (純生産ベース)
達成状況	58,700億円 (103%)	169,000戸 (135%)	101.7

(注) 達成状況欄

- ・インフラ：平成9年度までの累計
- ・住宅：平成9年度までの累計（公団・公社賃貸住宅の空家募集含む）
- ・産業：平成9年度の純生産を、震災前（平成5年度）を100として比較したもの（建設業除く）

(3) 阪神・淡路震災復興計画推進方策の策定〔平成10年3月〕

震災後3年間の取り組みと成果について横断的な点検を行い、復興計画をさらに効果的かつ着実に推進していくため、分野ごとに重要課題とそれを解決するための具体的な戦略を示すため「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を策定した。

(4) 震災対策国際総合検証事業の実施〔検証報告会：平成12年1月〕

震災から5周年を迎えるにあたり、初動体制から復興過程に及ぶ全領域にわたって国内外の第一人者である専門家に検証委員を委嘱し、国際的視点に立った震災対策の総合検証を実施した。

(5) 阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムの策定〔平成12年11月〕

前期5か年の取り組みの検証や県民などからの意見・提言を踏まえ、残された課題に取り組むとともに、震災復興の中で生まれ広がってきた新しい地域社会づくりの動きを復興の原動力として活かすため、「阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム」を策定した。

(6) 阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの策定〔平成14年12月〕

被災地の現況や、これまでの取り組みについて検証を行った上で、残された課題の基本的な考え方や課題を整理し、課題解決に向けた施策の方向や一般施策として引き継ぐべき施策の方向、残り3か年で重点的に取り組むべき事業などをとりまとめた「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」を策定した。

(7) 復興10年総括検証・提言事業の実施〔創造的復興フォーラム:平成17年1月〕

10年間にわたって進めてきた創造的復興への取り組みについて、6分野54テーマにわたり、被災地現地調査や関係者へのヒアリング、ワークショップによる県民との意見交換等を通じて総括的な検証を実施した。

その検証結果については、平成17年1月に開催した創造的復興フォーラムや、国連防災世界会議の場等を活用し国内外に広くアピールした。また、検証結果をまとめた報告書を作成し、行政や防災関係機関、国内外の災害被災地での活用を図った。

(8) 復興フォローアップの推進〔平成17年4月～〕

阪神・淡路震災復興計画終了後の震災復興関連施策については、復興計画最終3か年推進プログラムのフォローアップや復興10年総括検証・提言等を踏まえて、高齢者の自立支援、まちなにぎわいづくりなどの残された課題への対応や、震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みについて、重点的な施策展開を図っている。

平成18年度においては、その他の残された個別課題への対応や復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、震災の経験と教訓の継承・発信について、復興10年総括検証による459の提言等を踏まえ、総合的な視点でのフォローアップを実施し、震災10年経過後の5年を終了する平成21年度を目途とする「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」を策定した。

また、「3か年推進方策」以降の復興施策のあり方について、学識者や団体・NPO代表で構成する復興フォローアップ委員会から、「高齢者の自立支援」「まちなにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題に、引き続き取り組むようにとの提言を受け、「阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針」を平成23年5月に策定し、復興の成果を県政に定着させる取り組みの着実な推進を図っている。

① 生活復興調査の実施〔平成13, 15, 17年度〕

復興フォローアップの一環として、被災地の生活復興を中心に、震災から立ち直ろうと努力してきた被災者の実態を継続的に定点観測する「生活復興調査」を平成13年から隔年3回にわたり実施した（調査結果については、今後の防災、減災対策等に活用）。

調査地・調査数	被災地330地点・3,300名（3回とも同一地点）
有効回答	延3,434名（2001年：1,203人、2003年：1,203人、2005年：1,028人）
調査項目	生活復興感、被災者の震災に対する評価、震災の現在の生活への影響度 等

② 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策〔平成19年4月〕

平成19年2月に策定した「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」（期間平成19～21年度）により、被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、震災復興全般にわたる課題について整理し、①被災地固有の個別課題への対応 ②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展 ③震災の経験と教訓の継承・発信の計71項目に取り組んできた。

これにより震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

(9) 復興制度等提言調査事業〔平成 27 年 6 月〕

阪神・淡路大震災 20 年を機に、同大震災と東日本大震災からの復興への取組みの課題と成果について、経過年数、被害様相、発生時の社会経済情勢の違いを踏まえつつ、「復興推進を支える仕組み」から「震災の経験と教訓の継承」までの 12 分野にわたり検証を行った。

この検証の結果に立って、平成 27 年 6 月に東日本大震災被災地への支援と南海トラフ地震をはじめ大規模災害への備えに活用できる提言をとりまとめた。

3 復興の状況

(1) 概況

被災者自身の懸命の努力はもとより、政府をはじめ、被災地内外の様々な支援が相まって、被災地域の復興は着実に進んできた。

被災地全体としては、人口や鉱工業生産指数、観光入込客数、有効求人倍率等の主な経済指標はおおむね震災前水準にまで回復している。

しかしながら、閉じこもりがちな被災高齢者に対する生活支援、格差が見られる復興市街地整備事業のスピードアップやまちなにぎわいの回復、地域経済の活性化など、被災者や被災地の抱える課題は個別・多様化しており、それぞれの状況に配慮したきめ細かな対応が引き続き求められている。

また、復興の過程では、ボランティア活動やコミュニティ・ビジネス、まちづくり活動などの先駆的な取り組みのほか、住民、団体・NPO、企業・労働組合などの連携の輪が生まれ広がってきており、これらの取り組みやしきみについては、成熟社会を支えるしきみとして定着させていかなければならない。

そこで、多様な主体がともに手をたずさえて主体的に地域づくりに取り組む「参画と協働」を基調として、残された課題に的確に対応するとともに、震災の経験と教訓を生かし、21世紀の成熟社会を先導する地域として被災地を再生する「創造的復興」を着実に進めていく必要がある。

【人口の推移】

平成13年11月1日推計人口により、被災地全体の人口が初めて震災前を上回り、平成16年11月1日推計人口では、神戸市の人口についても震災前を上回った。

なお、最も落ち込んだのは平成8年4月1日推計人口：3,426,847人である。

(△162,279人、H7.1.1比95.5%)

区分	H7.1.1	H7.10.1	H9.10.1	H11.10.1	H12.10.1	H13.10.1	H15.10.1	H17.10.1	H22.10.1	H26.10.1	H27.10.1	H28.10.1	R2.10.1
被災地	3,589,126 (100)	3,442,310 (95.9)	3,458,286 (96.4)	3,500,472 (97.5)	3,569,392 (99.5)	3,587,605 (100.0)	3,614,742 (100.7)	3,631,252 (101.2)	3,667,591 (102.2)	3,655,287 (101.8)	3,656,930 (101.9)	3,653,293 (101.8)	3,625,490 (101.0)
兵庫県	5,526,689 (100)	5,401,877 (97.7)	5,442,131 (98.5)	5,494,441 (99.4)	5,550,574 (100.4)	5,568,305 (100.8)	5,588,268 (101.1)	5,590,601 (101.2)	5,588,133 (101.1)	5,541,205 (100.3)	5,534,800 (100.1)	5,520,576 (99.9)	5,438,891 (98.4)

※()内は対震災前比(%)。H7.10.1、H12.10.1、H17.10.1、H22.10.1、H27.10.1は国勢調査人口、その他は推計人口。

【市区別人口の状況】

市町名	対震災前比
神戸市	101.0%
東灘区	111.6%
灘区	109.7%
中央区	123.8%
兵庫区	91.1%
北区	100.3%
長田区	74.8%
須磨区	85.3%
垂水区	92.2%
西区	121.5%

市町名	対震災前比
尼崎市	91.7%
明石市	103.5%
西宮市	115.3%
洲本市	82.4%
芦屋市	109.3%
伊丹市	103.8%
宝塚市	109.0%
*三木市	98.7%
川西市	108.5%
南あわじ市	81.6%

市町名	対震災前比
淡路市	81.0%

*三木市は吉川町と合併
(H17.10.24)

<参考>

吉川町推計人口：9,350人
(H17.10.1)

※ H7.1.1推計人口とH28.10.1推計人口との比較。

(2) 生活の復興

被災者の本格的な生活復興を進めていくため、高齢者等の生きがいづくりや、コミュニティづくり、こころのケアなど一層きめ細かな支援が必要である。

① 被災高齢者の自立支援への取り組み

災害復興公営住宅の入居者の高齢化を踏まえ、一般公営住宅における民生委員などによる見守り活動に加えて、身近な健康相談の場としての「まちの保健室」開設など、高齢者の自立支援に取り組んでいる。

② 被災者のこころのケアへの取り組み

震災によるトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）、精神的不安等に対応するため、平成7年6月から「こころのケアセンター」を設置（約5年間）した後、トラウマやPTSDなどの調査研究を行う「こころのケア研究所」を平成12年4月に設置（4年間）した。

その後、トラウマ等に関する研究や研修を行う全国初の拠点施設として、平成16年4月「兵庫県こころのケアセンター」を開設し、各種の実践的研究や人材養成、研修などを実施している。

また、震災の影響により心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒（ピーク時（平成10年7月調査：4,106人））の心の理解とケアに対応する「阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員（平成7～16年：教育復興担当教員）」を配置した。震災を経験した最後の世代が平成22年3月で中学校を卒業したことによる配置終了後も、その成果やノウハウを生かした研修資料を活用し、引き続き阪神・淡路大震災における心のケアの取組の成果を継承している。

③ 地域活動、ボランティア活動の拡がり

復興を契機に、住民同士が連帯した支え合いによって、地域社会の公共的領域を担っていこうとする気運が高まり、ボランティア活動が拡がりを見せている。また、地域社会の担い手としての責任ある参画、コミュニティ・ビジネスなど新しい働く場づくりへの挑戦など、生きがいある自律的なライフスタイルへの意識が高まっている。

【生活復興プログラムの経緯】

仮設住宅期 仮設住宅から恒久住宅への移行が開始される時期	平成9年2月17日発表「生活復興支援詳細プログラム」
恒久住宅移行期 恒久住宅への移行支援とコミュニティづくりを応援する時期	平成10年2月17日発表「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム」 平成11年2月9日発表「生活復興支援総合プログラム」 ①「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ 元気応援プログラム～」 ②「生活復興支援プログラム2～地域活動応援プログラム～」 ③「生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援～」
本格的な生活復興期 仮設住宅から恒久住宅への移行が完了し、本格的な生活復興を行っていく時期	平成12年2月17日発表 「生活復興協働プログラム2000～住みつづけたいまちへ～」 平成13年2月16日発表 「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～」

(3) 復興まちづくり

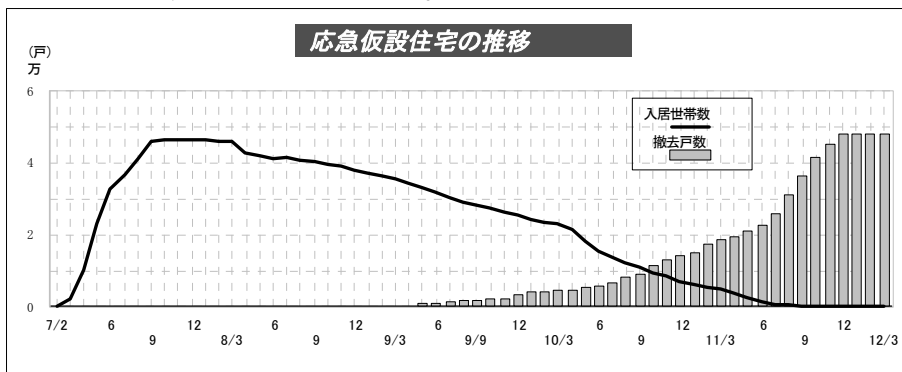
① 住まいの復興

被災者の生活復興を支える住宅については、計画戸数 125,000 戸に対して 173,300 戸が供給された。そのうち、災害復興公営住宅については、バリアフリー化に努め、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）、コレクティブハウジング（協同居住型住宅）を含めて、計画戸数 38,600 戸に対して 42,137 戸の供給を行った。

② 応急仮設住宅の設置と解消

避難所での生活を早期に解消するため応急仮設住宅を設置し（建設戸数：48,300 戸）、ピーク時（平成 7 年 11 月 15 日）には 46,617 戸の入居があったが、平成 12 年 1 月 14 日をもって入居世帯が全て解消し、平成 12 年 3 月末までに解体撤去を完了した。

また、応急仮設住宅のうち再利用が可能なものについては、トルコや台湾の大地震の被災者用仮設住宅等に提供した。



③ 災害復興公営住宅等の入居者負担の軽減

災害復興公営住宅等の被災入居者負担を軽減するため、低所得者等に対して入居開始から 10 年間、特別家賃低減化対策を行った。

また、低中所得の被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助しているが、政令月収 20 万円以下の世帯については平成 14 年度から 4 年間の延長措置を行った。

④ 安全・安心なまちづくり

多核的な新都市づくり、多元多重の交通体系等の整備が着実に進められているほか、広域的な防災拠点や防災システム等の防災基盤の整備などを推進している。

⑤ 復興都市計画事業の推進

ア 復興土地区画整理事業

被災市街地復興推進地域の 13 地区（20 事業地区）の全てにおいて、平成 23 年 3 月末までに換地処分が完了した。

イ 復興市街地再開発事業

被災市街地復興推進地域の 6 地区（15 事業地区）の全てにおいて管理処分計画決定を終えており、令和 5 年 12 月末現在、地区面積 33.2ha のうち 32.8ha（99%）について建築工事が完了した。

⑥ まちのにぎわいづくり

被災地において、住民主体による復興まちづくりの主たる担い手となってきたまちづくり協議会やまちづくり NPO 等が持続・発展していくよう支援するとともに、空き地や商業施設の空き床等を有効に活用できるよう入居促進や多彩なイベントの開催等を支援し、まちのにぎわいの創出を図った。

なお、にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域を構造的に変革し地域住民の生活の質と向上につながる持続可能な特色あるにぎわいづくり事業に対し包括的に助成する「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を実施してきた。

【復興都市計画における面的整備事業の状況】

都市計画決定地区 19 地区

復興土地区画整理事業 13 地区

(全体面積：255.9ha)

〈事業地区〉

神戸市：森南(第一地区、第二地区、第三地区)、六甲道駅西(西地区、北地区)、松本、御菅(東地区、西地区)、新長田・鷹取(新長田駅北地区、鷹取東第一地区、鷹取東第二地区)湊川町1・2丁目、神前町2丁目北
 芦屋市：芦屋西部(第一地区、第二地区)、芦屋中央
 西宮市：森具、西宮北口駅北東
 尼崎市：築地
 淡路市：富島

⇒

事業地区	決定地区	仮換地指定開始地区	工事着工地区	工事完了事業地区
20	20	20	20	20

(事業完了)

《工事完了事業地区》

神前町2丁目北	H12.12完了	松本地区	H16.12完了
鷹取東第一地区	H13.2完了	芦屋西部地区(第二地区)	H17.2完了
六甲道駅西(西地区)	H13.7完了	森南地区(第三地区)	H17.3完了
森具地区	H13.10完了	御菅地区(西地区)	H17.3完了
芦屋中央地区	H14.5完了	六甲道駅西(北地区)	H18.3完了
湊川町1・2丁目	H14.9完了	築地地区	H19.11完了
森南地区(第一地区)	H15.2完了	鷹取東第二地区	H20.3完了
森南地区(第二地区)	H15.2完了	西宮北口駅北東地区	H20.10完了
御菅地区(東地区)	H15.4完了	富島地区	H21.10完了
芦屋西部地区(第一地区)	H15.5完了	新長田駅北地区	H23.3完了

復興市街地再開発事業 6 地区

(全体面積：33.2ha)

〈事業地区〉

神戸市：六甲道駅南(第1～第4)、新長田駅南(第1、第2、第2-B、第2-C、第3、第3(大橋4)、第3(大橋3))
 西宮市：西宮北口駅北東
 宝塚市：宝塚駅前第2工区、売布神社駅前、仁川駅前

事業地区	決定地区	管理処分決定地区	建築工事着工地区	工事完了事業地区
15	15	15	15	14

※一部工事未着工の工区を有する

(令和5年12月末現在)

《工事完了事業地区》

売布神社駅前地区	H11.10完了
新長田駅南第2地区	H12.7完了
六甲道駅南第1地区	H12.4完了
宝塚駅前地区第2工区	H12.9完了
西宮北口駅北東地区	H13.3完了
六甲道駅南第3地区	H13.12完了
仁川駅前地区	H15.3完了
六甲道駅南第4地区	H15.9完了
六甲道駅南第2地区	H16.3完了
新長田駅南第3地区(大橋4地区)	H20.3完了
新長田駅南第3地区	H26.3完了
新長田駅南第2-B地区	H30.10完了
新長田駅南第3地区(大橋3地区)	R3.6完了
新長田駅南第2-C地区	R5.2完了

(4) 産業の復興

① 概況

被災地域の産業は、復興特需の影響等により平成7～9年度では総生産が震災前を上回るなど、産業の本格復興に向けた動きが見られたが、復興特需の終焉や全国的な景気低迷により平成10～13年度まで足踏み状態が続いていた。その後は、おおむね全国の景気動向に沿った動きとなっている。

② 中小企業・商店街等の活性化

震災直後には、被災中小企業を支援するため、倒産防止や早期事業再開に向けた金融面の支援のほか、仮設工場等の整備等による事業の場の確保に努めた。

現時点では、経営基盤の一層の強化につなげるため、新技術・新商品の開発等による新分野への進出や経営革新を促すための支援等を行っている。

また、商店街・小売市場では、景気の低迷等に伴うにぎわいの喪失や商店街と地域との一体感の確保などが課題となっており、にぎわいを取り戻すためのイベント開催の支援等、まちづくりと一体となった商業の活性化を進めている。

③ 新産業創造の推進と成長産業の育成

震災当時の景気低迷からの脱却や産業構造改革の推進に向けては、被災地をはじめとする本県の有する工業技術等のポテンシャルを最大限に引き出す必要があり、新たな産業の育成が急務となっていた。このため、新産業創造キャピタルや新産業創造プログラム等の公的資金支援制度、ベンチャー企業と投資家とのマッチングを図るベンチャーマーケット事業など、起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かな支援を進めてきた。

こうした支援の成果もあり、被災地の開業率は、全国・全県の水準を上回るなど、産業の本格復興に向けた取り組みの成果があった。

④ 特区的手法の先駆的な提案と実行

本県では、震災からの本格復興をめざした神戸エンタープライズゾーン構想や国際経済拠点構想の提案、産業集積条例の制定など、特区的手法を一貫して推進してきた。国による地域再生・構造改革特区構想の提案募集に際しても積極的に提案・申請を行い、地域再生計画が25件、構造改革特別区域計画が17件認定された。

【被災地において認定された地域再生計画（区域にかかるとする市町）】

(ア)平成16年度認定（旧地域再生プログラムに基づく認定）

- ①国際情報シティ拠点創造計画(神戸市)、②明舞団地再生計画(神戸市、明石市)、
- ③神戸観光再生計画(神戸市)、④ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画(西宮市)、
- ⑤阪神南地域 街中の賑わい再生計画(尼崎市、西宮市、芦屋市)、⑥伊丹郷町再生計画(伊丹市)、
- ⑦市民との協働による歴史文化の香るまちづくり～三木市中心市街地再生と市民協和～(三木市)、
- ⑧産学官連携による知的財産活用推進計画(全県)、⑨ひょうご雇用創出計画(全県)

(イ)平成17年度以降の認定（地域再生法に基づく認定）

- ①こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想へ安心で健やかな地域社会をめざして～(神戸市)、
- ②ものづくり「産業・キャリアサポート計画(尼崎市)、③「食」による南淡路地域活性化計画(洲本市、南あわじ市)、
- ④南あわじふれあい共生のまち再生計画(南あわじ市)、⑤淡路生穂の防災みなとまちづくり(淡路市)、
- ⑥「元気な洲本」循環型社会形成による地域の活性化(洲本市)、
- ⑦「淡路のウェルカム・シティ」再生計画(淡路市)、⑧“五色共生の里づくり”プロジェクト(洲本市)、
- ⑨明石海峡・港いきいきプラン(明石市、淡路市)、⑩明舞団地再生計画(神戸市、明石市)、
- ⑪宝塚地域資源活用魅力アップ計画(宝塚市)、⑫三木里脇・新帰農の里づくり計画(三木市)、
- ⑬地域医療人材の総合的育成及び循環システムの構築を通じた地域医療再生(全県)、
- ⑭「観光立島・美しい淡路市」再生計画(淡路市)、
- ⑮計算科学高度技術者の集積によるスーパーコンピューティング研究教育拠点の形成計画(全県)、
- ⑯新しい交通ネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画(南あわじ市、洲本市)

【被災地において認定された構造改革特別区域計画（区域にかかるとする市町）】

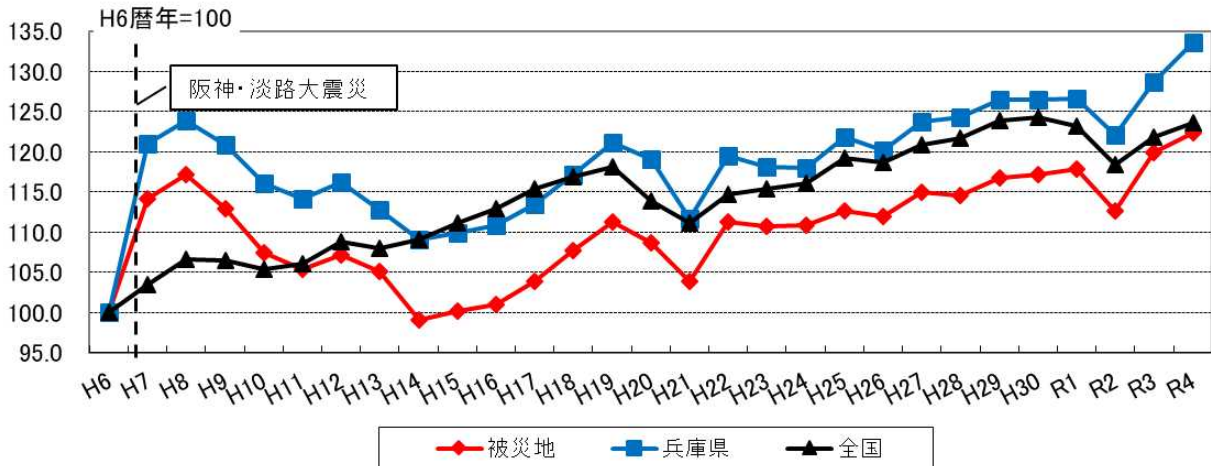
- ①先端医療産業特区(神戸市)、②国際みなと経済特区(神戸市)、③国際経済特区(尼崎市、西宮市、芦屋市)、
- ④くこうみつリズム特区(淡路島全県)、⑤六甲有馬観光特区(神戸市)、⑥人と自然との共生ゾーン特区(神戸市)、
- ⑦尼崎計算教育特区(尼崎市)、⑧ものづくりのまち「あまがさき」再生特区(尼崎市)
- ⑨ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区(伊丹市、宝塚市、川西市)
- ⑩「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹地区(伊丹市)
- ⑪ひょうご狩猟免許取得推進特区(全県)、⑫ひょうごIT拠点育成特区(全県)、
- ⑬ITベンチャー育成特区(洲本市)、⑭自然産業特区(全県)、⑮いたみ支えあい福祉まちづくり特区(伊丹市)
- ⑯南あわじ市どぶろく特区(南あわじ市)、⑰淡路市教育特区(淡路市)

⑤ ひょうご経済・雇用活性化プログラムの推進〔平成20年4月～〕

本県経済の活性化と多様で安定化した雇用就業の実現に向けて、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム（平成20～22年度）」により、「ひょうご経済1.2倍元気アップ」に取り組んだ。

なお、現在「ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）」により、持続可能な地域経済の確立と雇用の創出・安定に向けた取り組みを進めている。

【総生産（実質）】



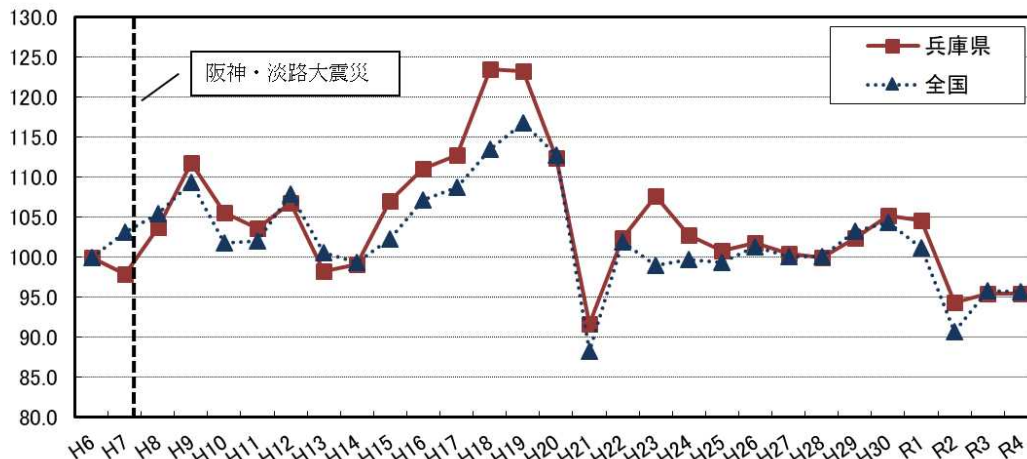
(単位:億円、%)

区分	6暦年	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
被災地	119,419	136,233	139,875	134,883	128,231	125,748	128,066	125,478	118,385	119,717	120,667	123,936
H23年基準	(100.0)	(114.1)	(117.1)	(112.9)	(107.4)	(105.3)	(107.2)	(105.1)	(99.1)	(100.2)	(101.0)	(103.8)
兵庫県	175,444	212,284	217,327	211,940	203,484	200,234	203,812	197,844	191,447	192,852	194,413	199,018
H23年基準	(100.0)	(121.0)	(123.9)	(120.8)	(116.0)	(114.1)	(116.2)	(112.8)	(109.1)	(109.9)	(110.8)	(113.4)
全国	4,465,223	4,621,773	4,758,061	4,752,173	4,705,074	4,733,201	4,856,230	4,821,135	4,865,455	4,959,228	5,042,694	5,151,341
H27年基準	(100.0)	(103.5)	(106.6)	(106.4)	(105.4)	(106.0)	(108.8)	(108.0)	(109.0)	(111.1)	(112.9)	(115.4)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
被災地	128,642	132,839	129,649	124,105	132,847	132,237	132,440	134,497	133,601	137,245	136,905	139,471	139,968	140,661	134,452	143,149	146,153
H27年基準	(107.7)	(111.2)	(108.6)	(103.9)	(111.2)	(110.7)	(110.9)	(112.6)	(111.9)	(114.9)	(114.6)	(116.8)	(117.2)	(117.8)	(112.6)	(119.9)	(122.4)
兵庫県	205,494	212,400	208,920	195,831	209,659	207,119	206,905	213,738	210,854	217,024	218,015	221,675	221,885	222,083	214,240	225,659	234,389
H27年基準	(117.1)	(121.1)	(119.1)	(111.6)	(119.5)	(118.1)	(117.9)	(121.8)	(120.2)	(123.7)	(124.3)	(126.4)	(126.5)	(126.6)	(122.1)	(128.6)	(133.6)
全国	5,217,846	5,272,716	5,082,620	4,958,756	5,120,647	5,146,867	5,179,193	5,320,723	5,301,953	5,394,135	5,434,791	5,531,735	5,545,338	5,501,608	5,287,977	5,436,493	5,518,139
H27年基準	(116.9)	(118.1)	(113.8)	(111.1)	(114.7)	(115.3)	(116.0)	(119.2)	(118.7)	(120.8)	(121.7)	(123.9)	(124.2)	(123.2)	(118.4)	(121.8)	(123.6)

総生産（実質値）：一定期間内に生産された物・サービス等の付加価値の総額（物価変動の影響を除いた実質値）
 ※ 震災の影響を受けていない震災直前の経済状況を反映した平成6暦年値を基準に震災後の数値を表している。
 ただし、被災地及び兵庫県の平成6暦年～平成17年度の数値は平成23年基準に基づいて推計した数値で、
 現在の平成27年基準とは推計方法が異なるため、単純比較はできない。
 泉統計課「県民経済計算」「市町民経済計算」（平成27年連鎖価格）
 内閣府「国民経済計算」（平成27年連鎖価格）、兵庫県立大学政策科学研究所

【鉱工業生産指数】



(平成27年基準指数、平成6年=100)

区分	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
兵庫県	100.0	97.9	103.7	111.8	105.6	103.6	106.8	98.3	99.1	107.0	111.0	112.8	123.5	123.2	112.4
全国	100.0	103.1	105.5	109.3	101.8	102.0	107.9	100.6	99.4	102.3	107.2	108.7	113.5	116.8	112.8
区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	
兵庫県	91.7	102.4	107.6	102.8	100.8	101.8	100.5	99.9	102.4	105.2	104.6	94.4	95.5	95.4	
全国	88.2	101.9	99.0	99.7	99.3	101.3	100.1	100.1	103.2	104.3	101.2	90.7	95.8	95.7	

※経済産業省「鉱工業指数」、兵庫県統計課「兵庫県鉱工業指数」

【開業率】

(単位：%)

区分	兵庫県		全国
	被災地域	全県	
	平成8年→11年	5.5	4.6
平成11年→13年	4.9	4.1	3.8
平成13年→16年	5.7	5.1	4.2
平成16年→18年	5.8	5.3	5.0

※ 総務省「事業所・企業統計調査」

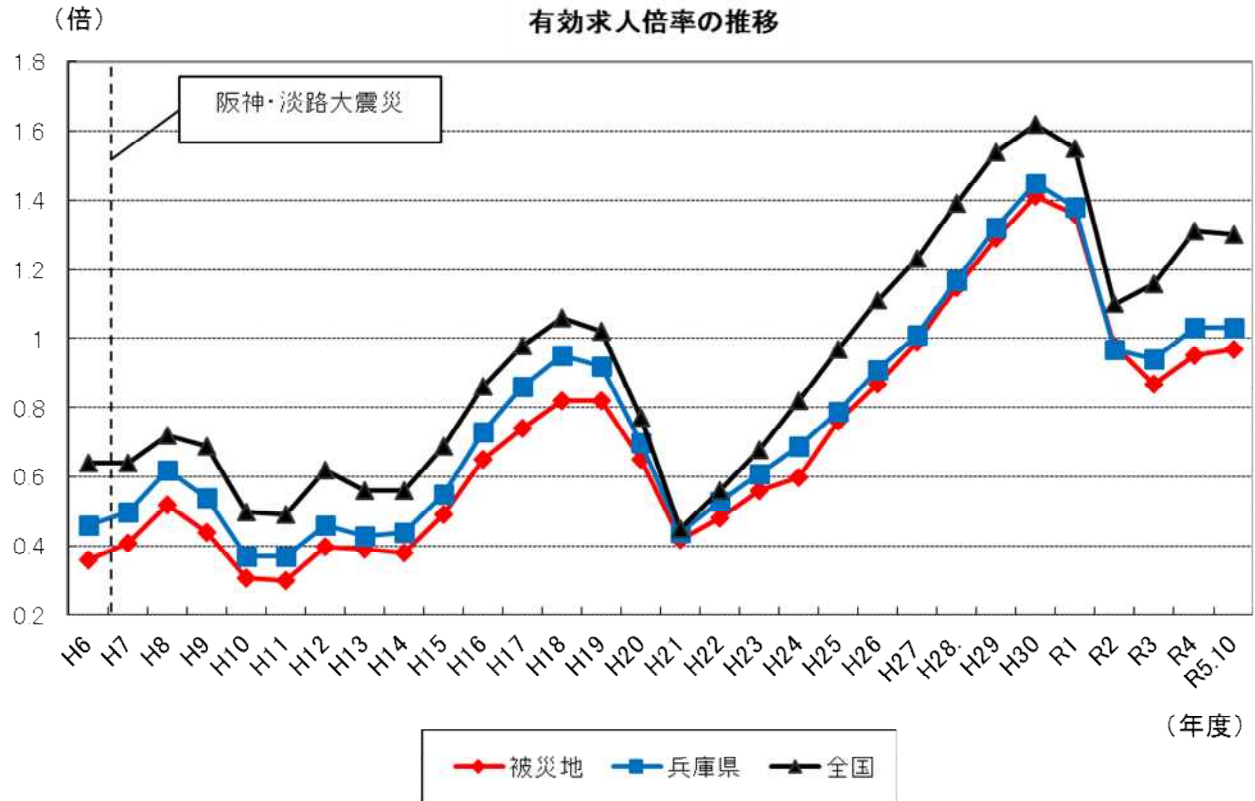
【観光客入込数】

(単位：千人、%)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
神戸市	27,500 (100)	21,600 (78.5)	12,280 (44.7)	21,130 (76.8)	22,710 (82.6)	25,130 (91.4)	26,130 (95.0)	25,250 (91.8)	27,670 (100.6)	27,128 (98.6)	28,226 (102.6)	29,566 (107.5)	28,808 (104.8)	30,653 (111.5)	30,024 (109.2)
阪神地域	28,901 (100)	27,722 (95.9)	22,033 (76.2)	25,821 (89.3)	26,686 (92.3)	27,607 (95.5)	27,878 (96.5)	28,361 (98.1)	27,837 (96.3)	29,178 (101.0)	26,992 (93.4)	26,622 (92.1)	27,441 (94.9)	28,931 (100.1)	29,342 (101.5)
三木・明石*	7,270 (100)	7,163 (98.5)	6,787 (93.4)	7,656 (105.3)	7,097 (97.6)	8,075 (111.1)	7,981 (109.8)	7,902 (108.7)	8,057 (110.8)	7,470 (102.8)	7,591 (104.4)	7,932 (109.1)	9,564 (131.6)	9,680 (133.1)	9,856 (135.6)
淡路地域	8,890 (100)	7,886 (88.7)	6,009 (67.6)	7,029 (79.1)	7,233 (81.4)	22,975 (258.4)	15,027 (169.0)	17,310 (194.7)	10,347 (116.4)	10,800 (121.5)	10,653 (119.8)	10,615 (119.4)	10,694 (120.3)	11,971 (134.7)	11,545 (129.9)
被災地計	72,561 (100)	64,371 (88.7)	47,109 (64.9)	61,636 (84.9)	63,726 (87.8)	83,787 (115.5)	77,196 (106.4)	78,823 (108.6)	73,911 (101.9)	74,576 (102.8)	73,462 (101.2)	74,735 (103.0)	76,507 (105.4)	81,235 (112.0)	80,767 (111.3)
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
神戸市	30,860 (112.2)	31,930 (116.1)	31,790 (115.6)	30,956 (112.6)	32,820 (119.3)	35,730 (129.9)	35,430 (128.8)	35,980 (130.8)	35,000 (127.3)	39,330 (143.0)	35,380 (128.7)	35,420 (128.8)	12,543 (45.6)	14,180 (51.6)	24,257 (88.2)
阪神地域	28,919 (100.1)	29,801 (103.1)	30,917 (107.0)	29,492 (102.0)	30,169 (104.4)	30,277 (104.8)	30,815 (106.6)	31,595 (109.3)	31,015 (107.3)	31,126 (107.7)	34,419 (119.1)	33,662 (116.5)	20,297 (70.2)	24,454 (84.6)	30,692 (106.2)
三木・明石*	9,991 (137.4)	10,108 (139.0)	10,582 (145.6)	10,310 (141.8)	10,369 (142.6)	10,295 (141.6)	9,865 (135.7)	9,986 (137.4)	9,989 (137.4)	10,817 (148.8)	10,529 (144.8)	11,080 (152.4)	7,560 (104.0)	8,081 (111.2)	9,598 (132.0)
淡路地域	11,252 (126.6)	12,128 (136.4)	9,779 (110.0)	9,141 (102.8)	9,880 (111.1)	9,769 (109.9)	12,713 (143.0)	13,723 (154.4)	12,777 (143.7)	13,012 (146.4)	12,567 (141.4)	12,603 (141.8)	8,043 (90.5)	9,588 (107.9)	12,816 (144.2)
被災地計	81,022 (111.7)	83,967 (115.7)	83,068 (114.5)	79,899 (110.1)	83,238 (114.7)	86,071 (118.6)	88,823 (122.4)	91,284 (125.8)	88,781 (122.4)	94,285 (129.9)	92,895 (128.0)	92,765 (127.8)	48,443 (66.8)	56,303 (77.6)	77,363 (106.6)

※県観光振興課「観光客動態調査」 * 三木市は平成17年10月24日に吉川町と合併

【有効求人倍率】



(単位:倍)

区分	5年度	6年度	7年1月	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
被災地	0.39	0.36	0.41	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.82	0.82
兵庫県	0.50	0.46	0.50	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.95	0.92
全国	0.71	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.5	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年10月
被災地	0.65	0.42	0.48	0.56	0.60	0.76	0.87	0.99	1.15	1.29	1.41	1.36	0.98	0.87	0.95	0.97
兵庫県	0.70	0.44	0.53	0.61	0.69	0.79	0.91	1.01	1.17	1.32	1.45	1.38	0.97	0.94	1.03	1.03
全国	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.1	1.16	1.31	1.30

1人あたりの求職者に対して、どれだけの求人数があるのかを示す指標

- ※被災地結果は原数値
 年度結果:厚生労働省兵庫労働局「労働市場年報」
 令和5年10月:厚生労働省兵庫労働局「労働市場 月報ひょうご」
 (対象地区の管轄安定所における合計有効求人数÷合計有効求職者数で算出)
- ※兵庫県・全国結果は季節調整値
 兵庫県:厚生労働省兵庫労働局「一般職業紹介状況」
 全国:厚生労働省「一般職業紹介状況」

4 震災の経験と教訓の発信

(1) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の開設

阪神・淡路大震災の経験や教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信するため、平成14年4月27日に「防災未来館」、平成15年4月26日に「ひと未来館」を開設した。

平成22年1月8日には防災未来館を「西館」、ひと未来館を「東館」と名称変更し、風水害等の自然災害に関する防災展示を充実させ、西館・東館の一体的な展示運営を実施したほか、国際的な防災・環境関係機関の拠点として整備した。

また、平成27年3月27日からは、震災の経験と教訓の継承、防災・減災情報発信の拠点施設としてのセンターのシンボル性を高めるとともに、センターのあるHAT神戸の活性化の一助となるよう、西館の夜間ライトアップを実施している。

平成29年1月以降、毎月17日の減災活動の日には入館料が無料となっている。

さらに令和3年6月に、幅広い世代が、巨大災害に備える力や最新の防災知識を楽しみながら学べるよう、東館3階を「BOSAIサイエンスフィールド」としてリニューアルした。

令和4年はセンター開設20周年に当たることから、同センターをメイン会場とした「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2022」やDRI連続セミナーの開催等を通じて、センターの取組成果を全国に発信した。

(場所) 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(規模) 地上7階地下1階、延床面積約18,760㎡（西館-約8,560㎡、東館-約10,200㎡）

(機能) ① 展示事業

② 資料の収集・保存

③ 災害対策専門職員の育成

④ 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

⑤ 災害対応の現地支援

⑥ 交流ネットワーク

(利用者数) 364,783人（令和4年度）

※令和3年11月26日、累計来館者数900万人達成

(2) 被災者住宅再建支援制度の推進

① 被災者生活再建支援法の制定と改正

震災の教訓から地震等自然災害による被災者の復興を進めるためには、生活再建と住宅再建の新たな制度が不可欠であるとの考えのもと、被災10市10町等とともに「総合的国民安心システム」を提唱（平成9年4月）した。

このうち、生活再建については平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として実現するとともに、住宅再建についても平成16年3月の同法改正により、解体撤去費・整地費、ローン関係経費等を支援対象とする居住安定支援制度が創設された。

しかし、この制度では、住宅本体の建築費等や全壊住宅の補修が支援対象にならないほか、年収・年齢要件などに課題があることから、県独自の補完措置を実施するとともに、被害の実態に応じた制度の改善を国等に働きかけてきた。

こうした働きかけの結果、平成19年11月に議員立法により被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給方法が用途を限定しない定額渡し切り方式に見直されたことから住宅本体の建築費等への充当が可能となるとともに、年収・年齢要件が撤廃されるなど大幅に簡素化され、被災者の使い勝手は大きく改善されることとなった。さらに、令和2年には、対象世帯が中規模半壊にまで拡大された。

【被災者生活再建支援金の概要】

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅再建手段	支給額
全壊	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

② 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の創設

一方、公的な住宅再建支援制度のみでは支給水準や支給対象などの点において限界があることから、住宅所有者間の相互扶助を基本とする共済制度について検討を行った結果、平成17年9月から県独自の制度として「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を開始した。平成19年10月からは、マンション管理組合が1棟単位で加入し、一括して給付を受けることができる「マンション共用部分再建共済制度」を設けた。

また、平成21年台風第9号災害では、住宅だけでなく家財にも甚大な被害が発生した。家財は住宅とともに被災者の生活基盤であることから、平成22年8月から家財を対象とした「家財再建共済制度」を開始した。さらに、平成25年4月に発生した淡路島地震により、多くの住宅が一部損壊の被害を受けたことを踏まえ、一部損壊で損害割合10%以上（準半壊）の場合に最大25万円を給付する準半壊特約を平成26年8月から開始するなど、制度の拡充を図っている。

平成28年7月に、損害保険大手の三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社、平成30年12月に、東京海上日動火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、令和2年3月に共栄火災海上保険株式会社と相互協力協定を締結し、地震保険とフェニックス共済の両方に合わせて加入する運動を推進している。

【兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の概要】

(7) 住宅再建共済制度

区 分	本 体		特 約	
	半壊以上を対象とした制度		準半壊を対象とした制度	
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))		1戸につき年額500円(加入初年度は月額50円(上限500円))	
共済給付金	再建等給付金	600万円	25万円	
	補修給付金	全壊	200万円	—
		大規模半壊	100万円	—
		中規模半壊又は半壊	50万円	—
		準半壊	—	25万円
居住確保給付金	10万円	10万円		

(イ) マンション共用部分共済制度

区 分	本 体		特 約	
	半壊以上を対象とした制度		準半壊を対象とした制度	
共済負担金	年額2,400円×住戸数 (加入初年度は月額200円×月数×住戸数)		年額250円×住戸数 (加入初年度は月額25円×月数×住戸数(上限250円×住戸数))	
共済 給付 金	再建等給付金	300万円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数が上限)	12万5千円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数が上限)	
	補修 給付 金	全壊	100万円×加入時の住戸数	—
		大規模半壊	50万円×加入時の住戸数	—
		中規模半壊又は半壊	25万円×加入時の住戸数	—
	準半壊	—	12万5千円×加入時の住戸数	

(ウ) 家財再建共済制度

区 分	床上浸水（水害以外は半壊）以上を対象とした制度	
共済負担金	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※「住宅所有者加入」加入者(同時加入を含む)は、 年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))	
共済 給付 金	全壊	50万円
	大規模半壊	35万円
	中規模半壊又は半壊	25万円
	床上浸水	15万円

(3) 「ひょうご安全の日」の推進

阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」として条例で定めた(平成17年4月1日施行、平成29年3月6日「ひょうご防災減災推進条例」に改正)。この条例の趣旨を踏まえ、県及び県民、民間団体、事業者、関係行政機関等で構成する「ひょうご安全の日推進県民会議」(平成17年7月設立)が中心となり、「1.17は忘れない」ための取り組みを広く県民の参画のもとに実施している。

平成19年度から、県民自ら災害に備えた行動を実践し、地域をあげて防災力強化に取り組む、防災力強化県民運動を展開している。

また、震災20年を契機に毎月17日を「減災活動の日」と定め、平成27年度にはFacebookを開発するとともに、平成29年1月には、防災力強化県民運動の新たな指針として「新ひょうご防災アクション」を策定し、県民1人ひとりの主体的な防災・減災活動の実践を促進している。

(4) 東日本大震災等への支援

阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、東日本大震災等の被災地の支援に取り組んでいる。

また、被災地の復旧・復興のフェーズにあわせ、阪神・淡路大震災等で活動実績のある団体等が東日本大震災等の被災地で実施する多様な実践活動を支援する復興サポート事業を実施した。